

鴻巣市Twitter（ツイッター）運用方針

平成24年5月2日

1 総則

Twitter（以下、「ツイッター」という。）を情報提供媒体として活用することで、市に関する情報発信手段を拡充し、市民を始め広く多くの方が市政情報に触れる機会を増やす。

2 目的

この運用方針は、市がツイッターを市民等への情報提供媒体として運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

3 発信主体及び管理者

発信主体及び管理は鴻巣市秘書課とし、管理者は秘書課長とする。

4 アカウント

アカウント名は「@Konosu_city」とする。

5 情報の発信時間

平日の8時30分から17時15分までとする。

ただし、管理者が必要と判断した場合はこの限りではない。

6 発信する情報の内容

管理者の監督のもと、主に次の情報等を発信する。

- (1) 広報こうのす「かがやき」及びホームページに掲載している情報
 - ア 各種市民サービスに関する情報
 - イ 子育て情報
 - ウ 各種イベント情報
- (2) 広報こうのす「かがやき」及びホームページに未掲載の情報
 - ア 鴻巣市及び鴻巣市教育委員会等が主催・共催するイベント情報、観光情報、災害情報又は特別に所管課より依頼のあった情報
 - イ イベントの中止情報
 - ウ その他、必要と認められる情報
- (3) メディアに関する情報
鴻巣市が紹介される、テレビ・ラジオの放映等のお知らせなど

7 「成りすまし」の防止

- (1) 市ホームページ上にアカウント名を表示する。
- (2) ツイッタープロフィールに市ホームページのリンクを貼り、相互性を持たせる。

8 リプライ、リツイート、フォローについて

- (1) 鴻巣市の発信に対する意見などに個別にリプライは原則行わない。
- (2) 鴻巣市からリツイートは原則行わない。
- (3) 鴻巣市からのフォローは原則行わない。ただし、次のアカウントについて、特に管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

ア 国又は地方公共団体

イ 市とイベントなどを共催する団体

ウ 市の施設等を管理している公共性の高い団体

※用語説明

- ・リプライ：他のユーザーのツイートに返信すること。
- ・リツイート：他のユーザーの発信を自分が再度発信（リツイート）し、自分をフォローしているユーザーにも共用できるようにする。
- ・フォロー：他のユーザーを指定し、登録（フォロー）することで、その相手の発信に内容を自分の画面に自動的に表示させる。

9 メール通知機能について

市が投稿した公式ツイートを、メール通知を希望する登録者に対し、指定のアドレスに配信する。

10 その他

- (1) ツイッターの運用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が運用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除する。
- (2) その他、この運用方針の実施について必要な事項は管理者が別に定める。

この運用方針は、平成24年5月2日から施行する。